

# 道路の老朽化対策の本格実施に関する提言 概要

## 【1. 道路インフラを取り巻く現状】

### (1) 道路インフラの現状

- 全橋梁約70万橋のうち約50万橋が市町村道
- 一部の構造物で老朽化による変状が顕在化
- 地方公共団体管理橋梁では、最近5年間で通行規制等が2倍以上に増加

### (2) 老朽化対策の課題

- 直轄維持修繕予算は最近10年間で2割減少
- 町の約5割、村の約7割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しない
- 地方公共団体では、遠望目視による点検も多く点検の質に課題

### (3) 現状の総括(2つの根本的課題)

最低限のルール・基準が確立していない ↔ メンテナンスサイクルを回す仕組みがない

## 【2. 国土交通省の取組みと目指すべき方向性】

### (1) メンテナンス元年の取組み

#### 本格的にメンテナンスサイクルを回すための取組みに着手

##### ○道路法改正【H25.6】

- ・点検基準の法定化
- ・国による修繕等代行制度創設

##### ○インフラ長寿命化基本計画の策定【H25.11】

- 『インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議』  
⇒ インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定へ

### (2) 目指すべき方向性

- ①メンテナンスサイクルを確定 ②メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

産学官のリソース（予算・人材・技術）を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスサイクルを始動【道路メンテナンス総力戦】

## 【3. 具体的な取組み】

### (1) メンテナンスサイクルを確定（道路管理者の義務の明確化）

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

#### [点検]

- 橋梁（約70万橋）・トンネル（約1万本）等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
- 舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施

#### ○統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

##### 『道路インフラ健診』

（省令・告示：H26.3.31公布、同年7.1施行予定）

区分	状態
I	健全
II	予防保全段階
III	早期措置段階
IV	緊急措置段階

構造物の機能に支障が生じていない状態  
構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態  
構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態  
構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

#### [診断]

- 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め

- 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去

- 適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示

- 重大事故等の原因究明、再発防止策を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置

#### [記録]

- 点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表（見える化）

### (2) メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

#### [予算]

- （高速）○高速道路更新事業の財源確保（通常国会に法改正案提出）
- （直轄）○点検、修繕予算は最優先で確保
- （地方）○複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新に対して支援する補助制度

#### [体制]

- 都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置
- メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施
- 社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施
- 重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が点検や修繕等を代行（跨道橋等）
- 地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実

#### [技術]

- 点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定
- 点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための資格制度
- 産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進

#### [国民の理解・協働]

- 老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取組みを推進